

- 1
- 平山鑛業所従業員労働争議
- 一、名 稱 平山鑛業株式会社平山鑛業所
 - 二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡桂川村
 - 三、事業の種類 石炭採掘
 - 四、資 本 金 貳百萬圓
 - 五、代 表 者 社長 堀 内 敏 彦
 - 六、従 業 員 数 一、〇四〇名(内坑外夫四〇〇名)
 - 七、争議参加人員 第一坑約三〇〇名
 - 八、關係労働團體 日本石炭坑夫組合、九州鑛山坑夫組合
 - 九、争議發生年月日 昭和十二年五月三十日
 - 十、調 解 決 年 月 日 同 年 六 月 四 日
 - 十一、發 生 原 因

本鑛業所に於ては豫て機械夫、工作夫より賃金二割値上の要

望あり居りたる爲五月二十日賃金一割値上臨時手當一日拾錢支給(六月一日より實施)を發表したり、然るに採炭夫中の強硬分子数名は之を不服として従業員の調印を纏め居りたるが五月三十日の公休日を利用して對策を協議したる結果同日午後十時會社勞務主任を訪問し最底賃銀採炭夫貳圓七拾錢、仕繰夫貳圓五拾錢、日役夫貳圓貳拾錢の支給方其の他の待遇改善を要望したるに因る。

十一、要 求 事 項

○五月三十日提出の分

- 1、採炭夫、支柱夫最底賃銀一日を貳圓七拾錢
 - 2、掘進夫、仕繰夫一日貳圓五拾錢
 - 3、日役夫一日貳圓貳拾錢
- 尙入坑手當を採炭夫一方につき貳拾錢其他の者拾五錢と